

土地改良事業計画（変更）概要書

東増穂東部地区

※（ ）書きは変更前

第1章 目的（変更なし）

本地区は、昭和 39 年から 42 年のほ場整備により一筆 10a 程度に整理されているが、用排水路は土水路で老朽化が著しく水管理、維持管理に苦慮している。また全体的に湿田であり、農道が狭く大型機械の導入が困難な状況である。そこで今回、農業生産基盤を整理し、地区の中心的な担い手農家の経営規模拡大を更に促進し、大型農業機械の導入から、生産コストの低減を図り、農業経営の安定を目指す。

第2章 地域の所在及び現況（変更なし）

1) 地域の所在及び地形

本地区は羽咋郡志賀町の北西部に位置し、広域農道の能登サンセットラインと二級河川富来川が隣接する地域である。農業は水稻単作を中心に経営されている。

2) 土質及び土壌

本性は、表土、次層共に強粘土で、作土・または作土直下から強グライ層、強粘土還元型である。また、堆積様式は水積、母材は水成岩よりなっている。

3) 気象

北陸型	1 2 月上旬～3 月中旬積雪
年平均気温	1 3 . 5℃
年平均降水量	2 , 1 0 0 . 4 mm

4) 水利状況

用 水 本地区の用水源はため池 2 箇所及び河川頭首工により、開水路及び用水機により自然流下で灌漑している。

排水 自然排水で二級河川富来川及び新川へ排水している。

5) 営農状況

基幹作物は水稻で、認定農業者は 3 者存在し、その他は小規模農家が営農を行っているが農業基盤整備に伴い、更なる経営規模の拡大を図り、低コスト農業を実現するとともに、土地利用型作物の飼料米の作付規模を拡大することで、地域水田農業の振興を図る。

第 3 章 基本計画

ほ場整備 59.3 (65.1) ha

整地工 区画 100 a 区画 (100×100)

50 a 区画 (100×50)

30 a 区画 (100×30)

表土扱い 土壌肥培管理

用水路工 ため池と河川からの取水による圧送パイプライン方式で対応する。

排水路工 フリュームで整備し地区勾配を利用した自然流下方式で対応する。

道路工 幅員 5 m (有効幅員 4 m) の全線砂利舗装とする。

暗渠排水工 一区画ごとに暗渠排水を行う。

第 4 章 工事又は管理の要領

工事は県営事業で全て請負施工とし、令和 2 年度～令和 9 (8) 年度の 8 (7) 年間で施行する。

また、本事業により、新設又は更新された土地改良施設の維持管理は志賀町土地改良区が行うものとする。

第5章 換地計画の要領（変更なし）

地積の基準 換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画確定の日の土地登記簿地積とする。

ただし、確定換地設計基準作成時までに、各人により地積更正登記がされた場合にはその地積とする。

土地評価方式 評価委員を選出し、自然的、利用条件等を基本にした、標準値比準方式を採用する。また、従前と換地の評価額については、後日委員会において検討協議の上決定する。

清算方式 比例地積清算方式

換地

- ・換地委員を選出し、集団化を図る。
- ・1団地を目標に換地する。

第6章 費用の概算

総事業費	2, 292, 770, 000 円 (1, 708, 000, 000)
うち工事費	2, 134, 000, 000 円 (1, 590, 000, 000)
うち工事雑費・地方事務費	158, 770, 000 円 (118, 000, 000)

第7章 効用

作物生産効果	814,882,000	円
	(481,902,000)	
営農経費節減効果	1,444,496,000	円
	(1,280,493,000)	
維持管理費節減効果	▲79,228,000	円
	(▲28,483,000)	
農業労働環境改善効果	509,831,000	円
	(-)	
地籍確定効果	-	円
	(32,892,000)	
景観・環境保全効果	17,024,000	円
	(-)	
国産農産物安定供給効果	194,391,000	円
	(90,199,000)	
総便益額	2,901,396,000	円
	(1,857,003,000)	

$$\begin{array}{rcl}
 & 2,901,396,000 & \\
 \text{総費用総便益比} & \frac{(1,857,003,000)}{2,694,539,000} & = 1.07 \\
 & (1,637,133,000) & (1.13) \\
 & \text{(経済効果算定基準年：令和6年度)} &
 \end{array}$$

第8章 他の事業との関係（変更なし）

特になし

第9章 計画概要図

別紙のとおり

第10章 環境との調和への配慮（変更なし）

水路などを利用し生物の生息可能空間の保全に努める。

土地改良施設の予定管理方法（変更なし）

1. 管理者

農業用施設は志賀町土地改良区が譲与を受け、地元集落及び生産組合その他関係する組織等が維持管理を行う。

2. 管理すべき施設の種類

県営ほ場整備事業施行により生じる土地改良施設。

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

（１）工事完了後引継をし、管理者が維持管理する。

（２）水害、損壊その他当該土地改良施設の管理に支障のある事故が発生した時は、直ちに当該施設の保全のため必要な措置を講じる。

4. 管理に要する費用の概算及びその負担の方法

地元集落、生産組合、その他関係組織において、各団体・組織が協力して各予算に補修等に必要な維持管理費などの経費を計上する。

5. その他管理方法に関する基本的事項

土地改良施設の管理については、石川県土地改良施設の管理及び処分に関する規則並びに石川県土地改良施設の管理及び処分に関する要綱に定めるところによる。

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準書

1 事業費の負担区分の予定額

(1) 総事業費の予定額 2, 292, 770, 000円
(1, 708, 000, 000)

(2) 負担区分の予定額

(単位：千円)

区 分	負 担 額		比 率	
	工 事 費	工事雑費 事務費	工事費	工事雑費 事務費
国庫負担	1, 333, 750 (993, 750)	0 (0)	62.5	0
県費負担	586, 850 (437, 250)	158, 770 (118, 000)	27.5	100
地元負担	213, 400 (159, 000)	0 (0)	10.0	0
計	2, 134, 000 (1, 590, 000)	158, 770 (118, 000)	100.0	100

2. 地元負担予定額

(1) 地元負担予定総額 213,400,000円
 (159,000,000)

(2) 地元負担区分の予定額

(単位：千円)

区 分	負 担 額		備 考
	工 事 費	工事雑費 事務費	
志 賀 町	213,400 (159,000)	0	事業費の10%
受 益 者	0	0	事業費の 0%
計	213,400 (159,000)	0	

3. 県営土地改良事業分担金徴収方法

志賀町は土地改良法第91条第6項の規定に基づき、負担する。

土地改良区（土地改良区連合）を設立すべきことを
記載した書面（変更なし）／

今回、県営土地改良事業（農地中間管理機構関連 農地整備事業・ほ場整備）東増穂東部地区については、当該事業の分担金の負担団体及び土地改良施設の管理団体につき、第一義的に志賀町土地改良区があたるので、新たに土地改良法に定める土地改良区の設立は行わない。

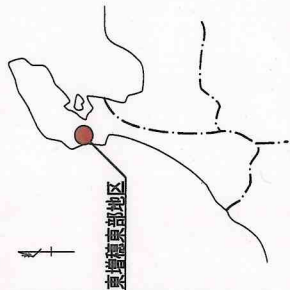
令和2年度着工 県営ほ場整備事業(機構関連型)

石川県 東増穂東部地区 計画一般平面図

ひがしますほうぶ

S=1:25,000

県内位置図



受益面積 A=(65.1)ha
59.3

